## 静岡県告示第699号

次のとおり保安林の指定予定森林にしたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により告示する。

令和7年11月4日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 保安林予定森林の所在場所 駿東郡小山町上野字北山1601、1602
- 2 指定の目的土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字北山1601・1602(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁、東部農林事務所及び小山町役場に備え置いて縦覧に供する。)